

令和8年1月7日
北九州市保健福祉局
北九州市消防局

報道機関 各位

「市内サウナ施設に対する緊急点検」を実施します

1 事業の概要

令和7年12月15日、東京都港区のサウナ施設において火災事故が発生したことを踏まえ、利用者の安全確保のため、市内のサウナ施設に対し、保健所・消防局による緊急点検を実施するもの。

(1) 対象施設

- ・公衆浴場法に基づくサウナ施設 ・・・ 58施設
- ・旅館業法に基づく旅館・ホテルなどでサウナを有する施設 ・・・ 9施設

※上記のうち、個室サウナ（個人又は複数人での貸し切り利用が可能なサウナ）は

22施設

(2) 主な点検内容

- ・サウナ内の非常用ブザーの設置・稼働状況
- ・サウナ室出入口ドアの開閉確認
- ・温度異常時の熱源遮断装置の作動状況
- ・避難経路 等

(3) 立入り点検開始

令和8年1月7日（水）

問い合わせ先

保健福祉局保健衛生課

担当：（課長）石坂、（係長）石井

電話：093-582-2435

消防局予防部指導課

担当：（課長）貞池、（係長）清水

電話：093-582-3812